

平成16年度 男女共同参画審議会 第1回全体会の概要

1 日 時 平成16年6月25日(金) 15:00~17:00

2 場 所 ひょうご女性交流館 501会議室

3 出席者 上杉孝實委員、伊藤公雄委員、北野美智子委員、
小玉文吾委員、長谷川京子委員、藤原礼子委員、朴木佳緒留委員、
松岡さよ委員、宮地民子委員、三輪昌子委員、茂木美知子委員、
森健祐委員、森元浩三委員、
県民政策部長、県立男女共同参画センター所長、
地域協働局長、男女家庭課長

4 内 容

(1) 開 会
部長あいさつ

(2) 議 事

男女共同参画社会づくり施策について

(会長)

- ・ 事務局より説明願う。

(事務局)

配付資料1~4に基づき、15年度、16年度施策について説明。

(会長)

- ・ これまでの説明で質問があればお願いしたい。

(委員)

- ・ 次世代育成支援について伺いたい。県も市町も行動計画が打ち出されるわけだが、それは男女家庭課でやるのではなくて、どこか別のところでやっているのか。少なくとも関連はしていると思うので、その辺についてお聞かせ願いたい。

(事務局)

- ・ 次世代の関係は委員からのご指摘があったように、以前から少子化を担当する健康生活部が所管している。
- ・ 健康生活部からの情報によると、県内の市町では、次世代のための協議会が4つ出来ているということである。法律(次世代育成支援対策推進法)が制定され、「いつまでに」という期限もあるので、これから増えていくのではないかと考えている。プラン策定の手続きについては一部難しいところもあるが、今年度中には市町に出来るということを知っている。
- ・ 県自らは、プラン策定を人事課が担当しており、男女家庭課も協力して取り組んでいく。

(委員)

- ・ 縦割り行政で大変だと感じるが・・・。例えば301人以上の従業員のいる企業には計画策定が義務づけられているが、「部署が違う」ということで、男女家庭課には、そういう情報を我々や県民に知らせる媒介となる役割はないのか。かなり男女共同参画と関連の深い施策であるので、その調整をどうされるのか。

(事務局)

- ・ おっしゃるとおり、当課の施策と関係の深い施策であるので、当課も情報をつかんでいないとか、話をしていないとかいうことではないが、県は健康生活部の健康福祉政策担当課長というセクションが少子高齢施策をし、児童課が児童福祉施策、男女家庭課が男女共同施策を所管している。連携をとりながら進めているところであるが、一応、健康生活部がメインとなっているのは事実である。

(委員)

- ・ 3点質問したい。
- ・ 第1は男女共同参画推進員のことである。330人おられるが、この方々が互いに力をつけていくための取り組みというのはされているのか。例えば330人をグループに分けてその人たちがお互い共同作業をし、男女共同参画実現に向けたエンパワメントをされる機会というのはあるのか。
- ・ 第2は3ページのDV被害者支援についてである。5月末にDV法の改正があり、12月から施行されるが、この中でとりわけ県に関係があるのは、県が基本計画を定めるということである。県内の市町や市町の設置する配偶者暴力相談支援センターなどとの関係において、兵庫県として、DVを減らし、防止していくためにどういう取り組みをするのかということを行前には検討しなければならないと思うが、それに関する状況はどうか。また、それに男女家庭課はどう関与するのか。
- ・ 3点目は男女共同参画センターの事業に関してである。県で男女共同参画を推進するにあたって、県庁職員を対象に「男女共同参画兵庫県率先行動計画・ひょうごアクション8-」を推進し、各部署がジェンダーの視点を持ち、あるいは女性の職員がエンパワメントすることを仕掛けられていて、「効果があがるだろう」と私たちは期待している。県内の各市に男女共同参画センターが設置され、市町で広がってきている男女共同参画の取り組みをバックアップするために、市町の様々な職域の人たちを対象とした人材育成がなされないのか、また、そのような人材育成の機会があればいいと思うがどうか。

(事務局)

- ・ 地域で活躍している男女共同参画推進員は191人、企業・労働組合の推進員が139人である。地域の推進員については県民局ごとに委嘱状をお渡しするときに研修をし、知識と共通認識をもってもらう時間をとっている。その後は、推進員に自主的に集まっていたり、いろいろな男女共同参画の取り組みを企画・実施していただき、発表の機会や、交流会などでの意見交換の機会など、かなりエンパワメントの機会をつくっている。
- ・ 一方で、企業・労働組合のほうは私たちがこれから本当に力を入れて取り組んでいかなければいけないと思っているところである。現在は、兵庫県経営者協会女性産業人懇話会(VAL21)で、企業で活躍されている女性たちと相談しながら取り組んでいるところである。研修会等と一緒にやっているのので、これから力をいれさせていただければと思っているところである。
- ・ DV法の件であるが、県では女性問題相談員を各県民局に配置しており、市町も婦人相談員を配置している。女性相談センターを所管している児童課が11月に職員の研修を計画しており、法が施行になるまでに直接支援を担う、県・市町職員や女性問題相談員、婦人相談員等と一緒に改正法に関する共通認識を持とうとしている。また、当センターでもDV防止のための印刷物を多く作成し、普及にあたっている。
- ・ 市町の男女共同参画センター等については、連絡会議を開催し、基調講演や情報交換会を行っている。市町によって男女共同参画への取り組みには差があり、独自の活動を積極的に実施しているところと、まだ立ち上がったばかりのところがある。このため、県立男女共同参画センターでは、出来るだけ情報提供をしていくため、「兵庫県男女共同参画ニュース」などを毎月発行している。また、県立男女共同参画センターの事業である「アドバイザー養成塾」についても、市町と協力し、会場も市町のセンター等で実施するなど、方法を工夫しながら市町との連携を強めているところである。

(事務局)

- ・ DV法に関して、県では、DV防止については配偶者暴力相談支援センターである県立女性相談センターがやっており、県立男女共同参画センターと役割分担がある。県立女性相談センターは相談、一時保護などを行い、県立男女共同参画センターは啓発と相談などを行っている。委員のおっしゃった計画等についての事務については、女性相談センターを所管する児童課のほうで進めようとしていると聞いている。その中で、男女共同参画も非常に関わりが強いと思うので、当課も一緒になって関わっていきたいと考えているが、当課の把握している情報の限りでは、まだ今のところは計画策定について具体的には動いてないのではないかと。今後計画策定

が具体化する中で、一緒にやっていきたいと思っている。

- ・ 市町への支援については、市町との連絡会議、県内男女共同参画センターの会議もあるので、県が実施しているプログラムや講師、人材の紹介、といった様々な支援、資源の提供ができると思うので、連絡会議などでそのような希望があれば、積極的に支援していきたい。

(事務局)

- ・ 先ほど伊藤委員が言われたこととも関係するが、組織については、県民政策部は昨年出来たが、その前は県民生活部という部で、男女共同参画課、青少年課、児童課は県民生活部にあった。昨年、県民政策部を作るということで、今まで児童のこ、青少年のこをやっていた部課が泣き別れになってしまい、青少年施策は県民政策部青少年課、児童施策は健康生活部児童課になったし、県立女性相談センター、県立男女共同参画センターも現在は、健康生活部と県民政策部に別れている。
- ・ このような状況の中で、組織論的にどうするのかというのは県の一つの課題だと考えているので、どうなるかは別として、来年度の組織改正の時に議論をする必要があると思う。県民政策部を作ったときに、「これからは県民の皆さんと参画と協働でやっていこう」という中で、男女共同参画についてはその理念を普及し、県民と一緒にエンパワーメントしていくためには、県民政策部の参画と協働という見地が良く、一方で、DVや個別の対策については健康生活部で対応するのが良い、という整理をしたのだが、先ほどの「縦割り」の指摘もあるので、この点についてはひとつ勉強をさせていただきたいと思っている。

(委員)

- ・ もう一つ、DV法の改正法の中では、民間団体と連携をしっかりと進めるようにと書いてあるので、ある意味で、県や自治体が提供する様々なサービスについても、県民との協働が強く期待される段階に入ってきていると思われる。兵庫県はその点については全国に先駆けて取り組まれているのでそういうものを活かしていただければ良いと思う。

(委員)

- ・ 6月12～13日に日本女性学会があり、その中のワークショップの1つは、鳥取県で男女共同参画をどうやって進めていったかという、地元の方の実践報告という内容だった。その中で、ずいぶん強調され、また参加された方たちの関心を集めたのがDV、とりわけシェルターのことだった。ご存じだと思うが、鳥取県は民間の方がシェルターを作り、片山知事が強力にバックアップすることで、県内でかなり実効力のある取り組みが出来ている。厚生労働省はこれを鳥取県方式だと言っておられるようで、評価されている。そういう話を聞く中で、耳が痛い話だが、「鳥取県は被害者を保護できるので、大阪や兵庫から逃げてくる人を保護している。こちらは保護する機能を持っている。ところが鳥取の人を県外に逃がそうと思うと、大阪や兵庫は一時保護はあるが、自立するまで支援するものはない。鳥取県は頑張っているけれど、実は鳥取県だけが頑張るだけでは問題は解決しない。」という話があったので、相談と一時保護だけでなく、自立支援のためのシェルターをどうやってつくっていくかという問題の議論を本格的に進めていただきたい。また、10月の2日(土)～3日(日)に鳥取県米子市で「全国シェルターシンポジウム」があるので、もし可能なら行政の方がこういう会議に参加されればと思う。「相談から先」の取り組みをぜひいただきたい。

(事務局)

- ・ 実は兵庫県は隣接府県と知事会議を毎年1回やっており、7月30日に知事会議を鳥取で開催することになっている。うちが事務局であるので、確認して、話題としてあるのであれば片山知事からお話をいただきたいと思うので状況を調べたい。

(委員)

- ・ 女性委員の割合についてお聞きしたい。兵庫県は全国的に見て、どのくらいのところにおられるのか？

(事務局)

- ・ 対象となる審議会、懇話会などの範囲が県によって異なるので、厳密に比較はできないが、全国都道府県中、中位程度である。

(委員)

- ・上位になるように頑張ってください。

(委員)

- ・DV法の改正について、私も(相談の)現場にいるので分かるが、改正法は悠長な話ではなく、当事者の方たちは「今離婚した方がいいか、12月まで待つべきか」というくらいに切迫している。だから、(研修会について)「えっ、11月?」というふうに今思った。情報提供をやっている場合ではなく、被害を受けている方が「明日どうしよう」という時に、今回の改正はとても大きな改正である。相談とシェルター、自立支援、民間との協力関係だとか、そういうところで基本計画をつくるということでも具体的になったと思う。そこらへんの動きはとても早いので、ひとつの課、児童課だけで担えるものではない。私たちの実感として、仕事と自立支援、住宅だって切実な問題である。やはり民間を含めたいろいろな方々を交えた基本計画づくりをぜひやっていただきたい。民間の方々は被害者と直接交流があるので、被害者の方々の切実な声をすごく聞いている。ぜひそういう方々を交えた基本計画づくりをやってほしい。相談現場では、男女共同参画が最重要課題だと実感として思うので、男女家庭課も関わる形でぜひやっていただきたい。

(委員)

- ・センターの事業について、大切なのは男性の意識改革だと思う。会社では、部長など役職層の意識改革が大切だし、家庭でも男性の意識改革が大切である。男性問題相談の実施が書かれているが、家庭の中の夫婦間の問題でも、会話がななどいろいろあるが、男性の意識改革でずいぶん変わると思う。そういう視点からの施策、事業がもっとあってもいいのではないか。

白書について

(会長)

- ・事務局より説明願う。

(事務局)

配付資料5等に基づき、白書の概要とデータ編について説明。

(委員)

- ・白書を出される目的はなにか。例えばウェブサイトなどでは掲載されないか。

(事務局)

- ・白書は条例に基づく年次報告である。県の推進状況、県内各地の推進状況を公表することで啓発効果をねらっている。県政記者クラブへの配布、県の男女家庭課のホームページにも掲載している。

(委員)

- ・年次報告として毎年出されるということだが、1年ごとの数値を記載するだけだとそれほど数値は変わらない。それ自体は基礎的なデータとして価値があるが、県民の皆さんに男女共同参画の何が問題となっているか、その年はどのようなことが課題となって浮かび上がってきたかということ、特集という形にしてはどうか。例えば少子化が進んだことなどを検討した内容を男女共同参画の推進状況の報告として白書の中に盛り込んではどうか。

(会長)

- ・白書の構成についてのご意見であるが、国の白書にあるように、データを並べるだけではなく施策との関連でどれだけ進行し、どんな課題を抱えているかを特集するようなことは可能か、ということだがどうか。

(事務局)

- ・先ほど「条例で決められているから」とお答えしたが、条例で決められているから作成しているのではなくて、条例がめざす男女共同参画がどこまで進んでいるのか、その現状を把握しながらどこが問題なのか、どう進めるべきなのかを県民と情報を共有しながらみんなでやっという目的で作成している。そのときに、冊子をどう読んだらいいか、なかなかわかりにくいので、記者発表の際には、概要版を作っ

「こんなことが特徴である」ということを言っているが、白書の中でも特徴的なことはどういうことを明示するのは必要だろうと思う。それを毎年やるのか、3年に一度くらいやるのかは検討が必要だが、会長や委員のおっしゃるように、もう少し、白書の中で特徴が明らかになるように工夫したい。

(委員)

- ・ 女性委員の割合の推移について、現在横這いだということを知ったが、議会、審議会、管理職などの女性の参画状況は数字だけでなくコメントがあったほうがおもしろい。なぜ女性の参画が進まないのか、コメントがあれば非常におもしろい。

(事務局)

- ・ 審議会等の女性委員の登用については、いろいろネックになることがあり、法定の審議会等では役職や団体の長など委員が決まっていることがある。また極めて特殊な分野の専門家に女性が少ない場合もある。審議会等の新設、改選の際には、担当課と男女家庭課が女性委員の登用向上のための事前協議を行っているが、特定の分野では女性の人材が探しても非常に少ない場合もある。委員がおっしゃったようにコメントについては、データだけでなく、これから努力する方向なども含めて文章を入れていくということについては、検討していきたい。

(委員)

- ・ 最近、政府の動きを見ると、国際規範、国際規約を国内の施策に活かすということは男女共同参画審議会でも重要な問題になっているので、GEMについては入れて頂きたい。国際規範、国際規約についての国内での活用というのは新しい動きなので取り入れて欲しい。
- ・ また、新しい動きとして、性感染症について、男女共同参画を意識した形で対応するという方策について検討していただきたい。

(会長)

- ・ 何か他にお気づきの点があれば、事務局までお知らせいただきたい。

「男女共同参画社会づくりについての意識と実態に関する調査」について

(会長)

- ・ 議案については、事前に事務局より資料をお送りし、ご意見を伺っているところだが、全ての委員からご意見をいただいた訳ではないので、この場でもご意見をいただきたい。事務局より説明願う。

(事務局)

配付資料6～9に基づき、「男女共同参画社会づくりについてのアンケート」の説明。

(会長)

- ・ 調査の仕方について何かご意見があればいただきたい。

(委員)

- ・ P9の問24の学歴だが、通常のものとは異なる。細かくなれば細かく、シンプルにするならシンプルにすべき。なにか参考資料、元になるものがあるのか。
- ・ P9の問25の職業欄についても見慣れない。さらに、配偶者の職業を聞いているが本人の職業を訊かなくてよいのか。

(事務局)

- ・ 本人の職業についてはP6で聞いている。

(委員)

- ・ P6の職業欄も「内職」というのは最近あまり見ないが・・・。

(委員)

- ・ 前のアンケートで「臨時雇い・パート・アルバイト」と「内職」が一緒になっていたのので、「雇われているもの」と「そうでないもの」を混合するのはよくないという指摘をした。このため、事務局で、このような記載に変えている。
- ・ アンケートを7月31日に出すのになぜ12月31日現在の年齢を訊くのか。
- ・ 学歴に関しては尋ねること自体に疑問があるが、それは別としても、どうせ聞く

ならば正しく聞くべきである。国の調査でも「尋常高等小学校」という書き方を使っており、「旧制中学」「旧制高校」はあるが、その年代の人間は「尋常高等小学校」といえばわかる。正しく訊くことが重要。

- ・ 先に意見を送っている他の事項については検討をお願いしたい。

(会長)

- ・ 職業欄については何か参考にしたものがあるのか。

(事務局)

- ・ 職業欄については、家庭問題研究所でいろいろ訊き方を調べて検討したものである。12月31日現在の日付を尋ねているのは、サンプリングでアンケートの対象者の住所・氏名を書き写す際に、1984年生まれより上の人を対象者として選んでいるが、7月時点だと調査対象者が19歳である場合がある。調査対象者は20歳以上としているので、せっかく対象者として選んだ人が19歳で対象外であることを避けるために、12月31日の年齢にしている。

(委員)

- ・ 収率はどのくらいか。郵送か。

(事務局)

- ・ 郵送で、回収率は前回調査(平成11年度)では46.8%だった。1回督促をしたのと、前は郡部に多く送付したことも回収率が高かった理由だと思われる。都市部と郡部では回収率が異なっている。

(会長)

- ・ 今まで出ている意見はカテゴリーが適切か、正確な標記をするように、ということだが他にはあるか。

(委員)

- ・ 「平成16年12月に何歳になられますか」というような表現のほうがまだ適切ではないか。

(事務局)

- ・ 表現については、回答しやすいよう改めたい。

その他「申出処理制度年次報告」について

(会長)

- ・ 申出処理制度についてご報告いただきたい。

(委員)

- ・ すでに委員のみなさんへは年次報告が届いているので、報告書の内容について委員からのご質問をいただきたいと思っている。
- ・ 平成15年度の申出のうち、政策提言、政策に関わるものは1件のみで、後は人権侵害案件であった。人権の中でもセクシュアル・ハラスメントに関わるものが3件であった。また人権の中で、市町の施策にかかわるものが2件あった。市町の施策に関しては、県民の方は県の申出処理制度なのだから市町へいろいろ言うてくれるだろうという期待があるが、地方分権ということもあり、市町の具体的な施策については直接に指導できない。ただ、これを取り上げることによって、調査をし、結論として施策の在り方に対し反省を促すという結果は出ていると申し上げることは出来る。
- ・ 14年から15年度末まで1年半、中山委員、宮内委員、私が委員を務めたが、3人の感じたことは所感に記載しているが、制度に法的拘束力がないということは、やむを得ないことだが、もうちょっと踏み込みたいときに踏み込み難い制約があった。しかし、その中で最大の努力が出来、特にセクシュアル・ハラスメントの案件に対する処置に対しては、かなり踏み込むことが出来た。また県の施策に対しても、一応、前向きな道が拓いた、と申し上げることができる。
- ・ プライバシーに関わる問題以外のご質問に関してお受けしたい。

(会長)

- ・ これまでの報告に関し、プライバシーに関わる問題以外のご質問はあるか。

(委員)

- ・ 14 - の案件について、担当課からの報告はどのように申出者に伝えられるのか。

(委員)

- ・ 14- については、申出者が詳しいデータを持ち込まれている。保健体育の女性教員の採用が他の教科に少ないという内容だった。(内容の説明)
- ・ 「教育委員会からの回答は申出者に正確に通知している。

(会長)

- ・ 申出者個人には教育委員会からの回答など報告が通知されているが、一般の方々についての情報開示はどうなっているか。

(委員)

- ・ 年次報告を以って一般の方への情報開示ということになっているので、一つ一つについての処理については開示されていない。これだけでは、県民の方がご覧になっても何のことだろうと思われるだろうが、どこまで明らかにするかは難しい。個人的には政策の場合はもう少し開示してもいいのではないかと考えている。
- ・ 申出処理委員としては、県民の方の税金により置かれている制度であるので、やはり県民の方にきちんした報告が出来ないと困る。そのことについてはニュートラルな立場で、報告したい。

(会長)

- ・ 行政当局からの回答というものが詳しく提示されれば、行政の姿勢を明らかにすることになり、それなりの効果があるということなんだろうと思うのですが、回答の位置づけが難しいということですね。処理委員としてのお考えはどうか。

(委員)

- ・ 県の条例による申出処理というのは2つあり、政策についてのものと私人間についてのものである。私人間については、報告書には簡単に書いてあるが実際にはそんなに簡単なものではない。しかし開示は難しい。一方、施策に関するものはもう少し詳しく報告してもよいのではないかと思う。

(委員)

- ・ 個人のプライバシーに関わることはこの程度の長さの報告で良いと思うが、施策に関する最終報告は「 ということは検討できるけれども、 ということは難しい」というようなことを県民に分かるように報告書を出すべき。そういうことが実効性のある制度につながっていくのではないか。それは処理委員の方々の責任というのではなくて、これをどのように使っていくのかという問題である。

(会長)

- ・ 事務局から回答をいただきたい。

(事務局)

- ・ 個人のプライバシーの問題は重要と考える。この報告書は知事へ提出し、同じものを県のホームページに掲載している。プライバシーに関わるものについては、詳しい報告は難しいが、県の施策に関するものについてはもう少し強めに書くということは可能かと思う。これについては、次回報告書を作成するときに検討させていただきたい。

(委員)

- ・ 14- の申出が非常に大きな意味をもったのは、申出が出たことが、教育委員会へ大きな影響となったことである。仮に審議会で、保健体育教員の合格率に男女で著しい違いが見られたということが話題になったとしても、なかなかこれほどのインパクトにはならなかっただろう。影響を与えることが出来たという意味で、良いことだったと考える。今後も、出てきた結果が即対応にならない場合も、それがインパクトとなって道を拓いていくことになるかと思う。そういう意味で、現状では、政策、施策に関する申出が少ないということは残念である。

(会長)

- ・ では、そろそろ時間になったので終了する。

(以上、文責：兵庫県県民政策部地域協働局男女家庭課)